

議案第148号

世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月16日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和6年12月世田谷区条例第58号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。